

市教委 就学制度の改善(学校選択制等)の選択肢を提示 区長が区民の意見集約、区の方針案策定

大阪市教育委員会は10月19日、「就学制度の改善について」を議決しました。(資料参照)

市教委は、「学校選択制の制度化と指定外就学の基準の拡大を方向性とする就学制度の改善を行うこととする」とし、教育委員会が提示する改善の手法を選択し、また組み合わせ、「地域の実情に即した改善が図れるよう、区ごとに改善の方針案を策定することとし、方針案の策定については、区長に委ねる」としました(学校選択制を実施しない場合も有り。裏面参照)。

各区の学校教育フォーラム、市PTA協議会の研修会、市教委の熟議、幅広い市民参加の「市民熟議」において不安や疑問、「問題あり」「実施は慎重に」の声が出され、市教委熟議の報告書でも問題点が多数指摘されています。橋下市長の「保護者の選択にさらして自然に統合を促す手法としての学校選択制」を許してはなりません。今後、地域の子どもたちの幸せにつながる就学制度を策定するよう区長に意見を集中することが重要です。

<資料>第29回教育委員会(平成24年10月19日)
議案第143号 就学制度の改善について <抜粋>

1 本市の就学校指定の現状について

(1) 本市の小学校、中学校の現状

…小学校は、全体的に教室数に余裕のある学校は少なく、平成24年5月時点の推計で約4分の1の小学校が、通学区域内の児童生徒だけで、数年後に教室不足になる可能性があり、収容対策が必要であると見込まれている。

…住之江区、東住吉区などの小学校には、比較的収容面で余裕のある小学校があるものの、特に北区、中央区、天王寺区、西区といった市内の中心部では、通学区域内に大型マンションの建設が予定されるなどにより、収容対策が必要と見込まれる学校も多い。

2 就学制度改善の考え方について

(1) 就学制度の改善に向けた基本的な考え方

…学校選択制の制度化と指定外就学の基準の拡大を方向性とする就学制度の改善を行うこととする。制度の改善にあたっては、利用者である子どもや保護者の意向を十分にくみ取り、応えていくために、また地域の実情に即した改善が図れるよう、区ごとに改善の方針案を策定することとし、方針案の策定については、区長に委ねる。

区長は、保護者を中心とした区民及び区内の学校長等の意見を十分踏まえ、教育委員会が提示する改善の手法を選択し、また組み合わせ、区の実情に即した方針案を策定する。策定された区の方針案については、教育委員会会議に諮り、議決を経て、区の就学制度改善の方針を決定することとする。

(2) 就学制度改善の手法

区ごとに、区長は、保護者を中心とした区民の意見を集約し、地域の実情に応じて、次に掲げる就学制度の手法の中から選択し、又は複数の手法を組み合わせ、区の就学制度改善の方針案を策定する。

- ①学校選択制(自由選択制、ブロック選択制、隣接区域選択制、特定地域選択制、特認校制)
- ②指定外就学の基準の拡大(通学の利便性など地理的な理由、部活動等学校独自の活動、きょうだいへの配慮、小学校から中学校への継続への配慮)
- (3) 現在の通学区域制度についての考え方
 - ・各区の学校教育フォーラムや小中学校区単位の意見交換会でも、通学区域は残し、居住する子どもを優先するという考え方に対し、異論は、ほとんどなかった。
 - ・熟議においては、学校選択制は、現在の通学区域を残すことを前提に、制度の内容やメリット課題について議論と整理が行われた。また、各区の学校教育フォーラムでの意見等からも、本市においては、現行の通学区域を残し、通学区域をベースとして、学校選択制を運用することとする。

3 就学制度改善の手法の概要

(1) 学校選択制

①類型

- a 自由選択制(当該区内のすべての学校について、選択を認める。)
- b ブロック選択制(区内を幾つかのブロックに分け、そのブロック内の学校について、選択を認める。)
- c 隣接区域選択制(当該通学区域と隣接する学校(区内)の選択を認める。)
- d 特定地域選択制(区内の特定地域に居住する者について、学校の選択を認める)
- e 特認校(特定の学校について、通学区域に関係なく市内のどこからでも選択を認める。)
 - ・施設一体型小中一貫校(東住吉区1校、平成26年度に東淀川区1校予定、平成27年度に西成区1校予定)については、現在の通学区域に居住する子どもの就学を優先したうえで、それ以外は、市内全域からの就学を認める。

③学校選択制の基本内容

- a 選択の機会・対象者
 - ・選択の機会は、小中学校に入学する際の1回のみとする。
 - ・対象者は、翌年度、小中学校に入学予定の区内在住者。
- b 選択できる範囲
 - ・当面、1つの行政区内での学校選択とする。
 - ・通学区域は残し、通学区域内に居住する児童生徒は、必ず通学区域の学校に就学できるものとする。
- c 各学校の受け入れ
 - ・学校の教室数には限りがあり、施設収容面の制約がある。学校選択による生徒数の増加を理由とした増築等の対応は、原則として行わない。
 - ・学校施設(教室数)の収容面で、通学区域外からの受け入れが可能な学校を対象に実施する。

(裏面に続く)

d 学校選択の希望調査

- ・毎年秋頃、翌年度入学予定者全員に、「学校案内」、学校希望調査票を送付する。
- ・希望順位を付けて、例えば第2希望、第3希望というように複数校を希望できるようにする。

e 抽選

- ・選択希望者が多く、各学校の受け入れ可能人数を超える場合は、通学区域内の児童生徒は、必ず就学できるとし、通学区域以外からの希望者を対象として、公開抽選により、入学者を決定する。
- ・第1希望で抽選となり、当選しなかった場合で、第2希望の学校が受け入れ人数に達していない場合、その学校の入学者とする。第2希望で、受け入れ人数を超過した場合は、公開抽選を行い、入学者を決定する。

f 選択における優先

- (a) 通学区域内に居住 (b) きょうだい関係
- (c) 自宅からの距離 (d) 進学中学校

g 通学

- ・小中学校ともに原則徒歩であり、自転車の利用は禁止とする。
- ・指定外就学の許可には、保護者の責任において通学の安全を確保することが要件となっている。学校選択制の場合も、保護者の責任において、通学距離等、通学の負担や安全を考慮し、学校選択の希望申請を行うよう周知する。

h 就学制度の公平・公正な運用の確保

⑤課題と対応

- a 通学区域外から通学する児童生徒の安全確保
- b 学校と地域との関係の整合性
- c 学校の施設収容面での制約等

(2) 指定外就学の基準の拡大

①指定外基準の取り扱い

- ・指定外就学の基準の拡大にあたり、指定外就学を認める必然性の高い事項とそれほど必然性が高いとは言えない事項に区分し、整理する。必然性の高い事項については、全市共通の基準項目とし、必然性が高いとは言えない事項については、区で設定できる基準項目とする。
- ・転居、保護者の就労による留守家庭児童やいじめ等、現在、指定外就学で認めている基準は、指定外就学を認める必然性が高く、全市共通で運用する。
- ・通学の距離、部活動については、転居、保護者の就労による留守家庭児童やいじめ等の理由と比べると、それほど必然性が高いとは言えないことから、区で設定できる項目とする。

(3) 各手法の組み合わせ

①学校選択制と指定外就学の基準

- a 学校選択制を実施し、指定外就学の基準を緩和する。
- b 学校選択制を実施するが、指定外就学の基準は、現行のまま。
- c 学校選択制を実施しないが、指定外就学の基準を緩和する。

・区ごとの判断において、地域の実情によっては、学校選択制を実施せず、指定外就学の基準も現行のままで、引き続き就学制度の改善について、議論し、検討を継続することも考えられる。また、当面は、指定外就学の基準の拡大で対応しながら、学校選択制については、引き続き議論、検討を継続することも考えられる。

4 障がいのある児童生徒等の就学について

(1) 基本的な考え方

- ・本市では、「共に学び、共に育ち、共に生きる」を基本とした特別支援教育を推進してきており、今後も引き続き推進していく。
- ・今後も、障がいのある児童生徒の就学については、就学相談を通じ、子どもの障がいの程度や状況、子どもや保護者の意向を聴いて、それを踏まえ、丁寧な対応を行っていく。
- ・長期の通院加療やいじめ等、心身的及び家庭的な事情等により特に教育的配慮を要する児童生徒についても、できるだけ早い時期から、個別に相談を受け、子ども本人の心身の状況等や本人及び保護者の意向を踏まえ、個々のケースに丁寧に対応していく。

5 今後のスケジュール等について

(1) 今後のスケジュール

- ・10月末から11月上旬頃に、教育委員会の考え方を区長に提示する。同時期に別途、教育委員会から小中学校長に説明を行う。
- ・以降、各区において、保護者を中心に区民へ説明し、意見聴取を行う。区民の意見集約、区の実情を踏まえ、区長が区の方針案を策定する。
- ・策定した案については、区ごとに教育委員会議に案件として諮る。

【参考：最短の平成26年度より学校選択制、指定外就学の基準の拡大を実施する場合、平成25年度以降の想定スケジュール（予定）】

- ・平成25年4月～ 保護者への周知、各学校の受け入れ人数の調査等、準備作業を行う。
- ↓
- ・平成25年秋～ 学校選択の希望調査等
- ↓
- ・平成26年1月 就学通知の送付
- ・平成26年1月 指定外就学の申請許可
- ↓
- ・平成26年1月 入学

(2) 保護者を中心とした意見聴取

- ・区長は、学校長と十分連携協力し、学校選択制と指定外就学の基準について、制度の利用者である子どもや保護者に広く周知し、十分な理解を得ることに努める。
- ・各区の子どもたちの最善の利益のため、区の就学制度をどのように改善していくのかについて、区長は、保護者を中心に、学校を支えている地域も含め広く区民の意見を集約する。
- ・区長は、区の実情や区民の意向に即した区の就学制度改善の方針案を策定し、教育委員会会議に諮り、議決を経て、区の方針を決定する。

(3) 就学制度の検証

- ・学校選択制や指定外就学の基準の拡大の実施後、毎年の希望調査や申請時等において、保護者向けアンケート等を実施すること等により、制度の利用者である子どもや保護者の意向の把握に努める。また、教育委員会と区が連携して、学校選択制や指定外就学の利用状況等について定期的に検証を行い、必要な改善を図る。